

新 介護福祉士等修学資金緊急貸与事業補助金

社会部 福祉政策課

貸与原資総額	521,600千円
--------	-----------

1 目 的

国の2次補正予算により交付される補助金を原資として、介護福祉士及び社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の養成施設に在学する学生に対し修学資金を貸与することにより、県内における質の高い介護福祉士等の養成確保に資することを目的とする。

2 負担内容

国庫補助事業（10/10）

3 根拠法令等（国要綱）

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱
介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱

4 事業主体

（社福）長野県社会福祉事業団（都道府県が適当と認める団体）

5 事業実施期間

平成21年度から（21年度から23年度までの入学者を対象とし、原資が終了するまで実施）

6 事業内容

長野県社会福祉事業団が実施する貸与事業への補助（貸付に係る原資を一括交付）

7 貸付制度の概要

区 分	内 容
貸与対象者	介護福祉士等養成施設への平成21年度以降の入学者で、卒業後、県内で介護等の業務に従事する意思を有する者
貸与限度額	月 額 50,000円 入学準備金 200,000円 就職準備金 200,000円
貸与期間	養成施設等に在学する期間
返還免除	原則として、卒業の日から1年以内に、県内で介護又は相談援助業務に就き、以後5年間当該業務に従事すること
貸与者の決定	事業主体の貸付計画に基づき、選考により決定

（参考）事業の主な流れ

